

熊本地震 被災者支援制度<上>生活再建に最大300万円支給

西日本新聞 2016年05月10日

熊本市で罹災証明書を申請する住民たち。各種手続きに必要なだが、発行に時間がかかることもあり、後日の提出でよい場合も＝先月26日

熊本市で罹災証明書を申請する住民たち。各種手続きに必要なだが、発行に時間がかかることもあり、後日の提出でよい場合も＝先月26日

熊本地震の被災者が一日も早く暮らしを再建できるよう、行政や各種団体がさまざまな支援措置を打ち出している。住宅や仕事など「お金」に関わるサポートを2回にわたってまとめる。

■住宅など

熊本県内で住んでいる住宅（賃貸を含む）が被害を受けた世帯には、同県が最大300万円の「生活再建支援金」を支給する。対象となる被害は、（1）全壊（被害の割合が50%以上）した（2）半壊（20%以上40%未満）するか敷地などに被害が生じてやむを得ず解体した（3）大規模半壊した（40%以上50%未満）一など。金額は被害状況や世帯人数などで異なる。用途の制限はない。罹災（りさい）証明書や住民票などを添えて市町村に申請する。

同県内で住宅が全壊か大規模半壊し、住むところが確保できない被災者は、県が借り上げる民間賃貸住宅（みなし応急仮設住宅）や応急仮設住宅を利用できる。最長2年入居でき、家賃の負担はない。いずれも問い合わせ先は市町村。応急仮設住宅は建設に向け協議中の市町村もあり、入居手続きなどの詳細は未定だ。

同県内で被災した住宅のがれきなどの「災害ごみ」は、住んでいる市町村が設ける仮置場に出す。

熊本、大分県内で半壊以上の住宅を解体する場合、要件に応じて、市町村が解体費用を負担する。所有者の申請を受け市町村が解体する制度で、詳細は未定。制度を待たずに解体する場合は、工事の記録写真、契約書、領収書などの関係書類を保管しておく。相談先は市町村。

両県内で被災した住宅の補修方法や費用などの電話相談は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの住宅補修専用・住まいのダイヤル＝（0120）330712。

両県内で被災した住宅を復旧する資金は、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を利用できる。住宅の建設、購入、補修が対象。それぞれ要件があり、罹災証明書が必要。相談は同機構のコールセンター＝（0120）086353。

■保険

熊本地震で被災した住宅や家財の損害は、火災保険とセットで契約する「地震保険」で補償される。火災保険のみの契約では、地震が原因の火災で受けた被害は補償されない。

まずは契約先の損害保険会社に連絡を。各社の調査員が被害を調べ、それに応じて地震保険金を支払う。調査前に修繕や処分をする場合、被害箇所を撮影しておくことで査定の助けになる。

被害は全損、半損、一部損の三つに区分される。例えば、全損なら原則、契約金額の満額が支払われるが、時価が上限となる。時価とは、被害を受けた住宅や家財と同等の物を新たに購入するのに必要な価格から、経年劣化分や、使用による消耗分を差し引いたものだ。

保険金請求は保険証券がなくてもでき、罹災証明書は不要。傷害保険や自動車保険などの特約で補償されるケースもある。自分がどの保険に入っているか分からない場合は、日本損害保険協会の自然災害損保契約照会センター＝（０５７０）００１８３０＝で調べられる。

生命保険については、地震による被害は免責条項により保障されないことがある。だが、生命保険協会は熊本地震の被災者について、免責条項を適用せず、保険金や給付金を支払うことを決めた。契約先の生命保険会社や契約内容が分からない場合は、生命保険協会の災害地域生保契約照会センター＝（０１２０）００１７３１まで。



支援措置の情報は９日現在で、変わる可能性がある。災害救助法が適用される熊本県内の被災者のみを対象とした措置や、他と重複して受けられない措置もある。

熊本地震 被災者支援制度<下>失業給付、学生に支援金、ローン減額

西日本新聞 2016年05月11日

熊本地震からの復興に向け、被災者に対するさまざまな支援制度が始まっている。１０日に続き、仕事や各種トラブルなど「暮らし」に関わるサポートについてまとめる。

■医療、年金

熊本県内で「住宅が半壊以上の被害を受けた」「主たる生計維持者が失職して収入がない」などの事情がある場合、医療機関の窓口負担や介護サービス事業所の利用料が免除される。窓口で申し出る。同県内の市町村の国民健康保険や介護保険、同県後期高齢者医療などの加入者が対象。７月末まで。問い合わせは加入する各保険者へ。

健康保険証を持たずに避難した場合などは、保険証がなくても医療機関で保険診療を受けられる。被災者が保険証の種類などを申し出て受診する。

熊本、大分両県で、年金についての相談は各年金事務所や、日本年金機構の被災者専用ダイヤル＝（０１２０）５５８６５６＝へ。住宅などの財産を失った場合は、被害に応じて国民年金保険料が免除や減額される。市町村か年金事務所に申請する。

■仕事

熊本県内の勤め先が被災し、休業や、復職を前提とした離職に追い込まれた労働者は、特例で雇用保険の失業給付を受給できる。保険加入期間などに応じ、原則９０～３３０日間、休業前の賃金日額の４５～８０％が給付される。労働者がハローワークに申し込む。

同県で仕事中や通勤中に被災してけがなどをした労働者は、労災保険を受給できる。事業主や医療機関の証明がなくても請求可能。また勤め先が被災し、賃金が支払われないまま退職した場合、国が未払い分の８割を立て替える制度がある。いずれも労働者が最寄りの労働基準監督署（労基署）に申し込む。

労働に関する相談は、熊本労働局雇用環境・均等室＝０９６（３５２）３８６５＝や同県内の労基署へ。学生らの就職活動については熊本、大分両県のハローワークに特別窓口を設けた。

■各種ローン

被災して住宅を失うと、残りのローンと、新たな住宅の借り入れとの「二重ローン」を抱える被災者も出てくる。生活再建の足かせとなるため、全国銀行協会は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、ローンの免除や減額をする仕組みを４月に導入した。熊本地震の熊本県内被災者が初めての対象となる。

対象となるのは、被災により住宅ローンや事業性ローンなどを返済できなくなった同県内の被災者。自己破産などの法的手続きとは異なり、資産の状況や家族構成などに応じて、最大５００万円程度の資産を手元に残せる。債務整理したことが個人情報としていわゆる「ブラックリスト」に登録されず、新たな借り入れに影響しない利点もある。手続きは、最も多額のローンを借りた金融機関などに申し出て進める。同協会相談室＝（０５７０）０１７１０９。

■学費

熊本、大分両県で、住んでいる住宅が半壊以上などの被害を受けた学生や生徒、外国人留学生には、日本学生支援機構が「ＪＡＳＳＯ支援金（１０万円）」を支給する。返還不要。所属する学校に申請する。

学費が支払えなくなった学生向けに同機構の奨学金制度があり、被災者も利用できる。所属校に申請する。

被災して奨学金の返還が困難になった場合は、毎月の返還額を半分に減額する制度や、返還期限を最大１０年間猶予する制度がある。同機構の奨学金返還相談センター＝（０５

70) 666301=に申請する。

■トラブル相談

「被災した賃貸住宅から退去する際、違約金を払う必要があるか」「被災した墓石を勝手に修理、高額な料金を請求された」など、消費生活に関する相談は、国民生活センターが九州からつながるように開設した熊本地震消費者トラブル110番=(0120)793448。

「通帳を紛失した」など金融機関との取引に関する相談は、金融庁相談ダイヤル=(0120)156811。

日本司法支援センター(法テラス)は被災者の法的トラブルを想定し、ウェブサイトでQ&Aを公表している。法テラス・サポートダイヤル=(0570)078374。



支援情報は10日現在。各団体のウェブサイトで確認できる。首相官邸のサイトは「熊本地震被災者応援ブック」として、被災地での暮らしに役立つ情報をまとめて公開している。

罹災証明書の役割は？

しんぶん赤旗 2016年5月8日(日)

Q 「罹災(りさい)証明書」ってなに？

A 地震や水害などの自然災害で、住宅や事業所の被害状況などを災害対策基本法にもとづき公的に証明する書面です。被災者の申請に基づき、市町村が被害状況を調査したうえで、市町村長が発行します。

家が倒壊したり、大きく傾くなど損壊割合が50%以上は「全壊」、40%以上50%未満を「大規模半壊」、20%以上40%未満を「半壊」、20%未満を「一部損壊」などと認定します。

Q 罹災証明書には、どういう役割があるの？

A 全国から寄せられる義援金の配分、被災者生活再建支援金の支給、仮設住宅への入居、住宅の応急修理、税金や保険料、公共料金の減免・猶予、住宅を再建するための融資などに必要となります。

被災者の生活再建全般にかかわるもので、きわめて重要な証明書です。そのため、災害対策基本法で罹災証明書の速やかな発行を市町村長に義務付けています。

Q 熊本地震での発行状況は？

A 多くの市町村が申請の受付開始までに時間がかかりました。受付後の被害状況調査も進まず、証明書の発行は遅れています。被害規模が大きく、自治体職員が被災者救援などの活動で手をとられているのが実情です。

市町村まかせにせず、政府や県が職員を派遣するなど、責任をもって手だてを講じることが至急に求められています。

(2016・5・8)

